

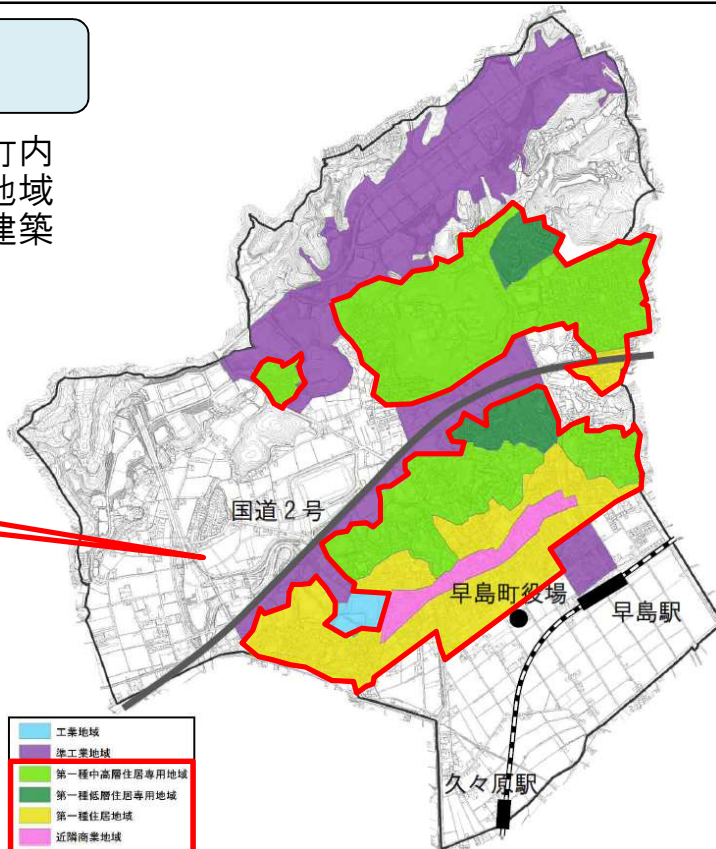
令和2年9月1日から

早島町景観計画・景観条例が変わります

1. 一般景観形成基準の見直し

- ◆ 15mの高さ制限について、これまでの町内一律から、住居系及び商業系用途地用途地域での制限に変更します。（公益上必要な建築物は除きます）

赤色の線内(住居系・商業系用途地域)において高さ制限が設定されます。



※用途地域は、現時点のものであり、変更する場合があります。

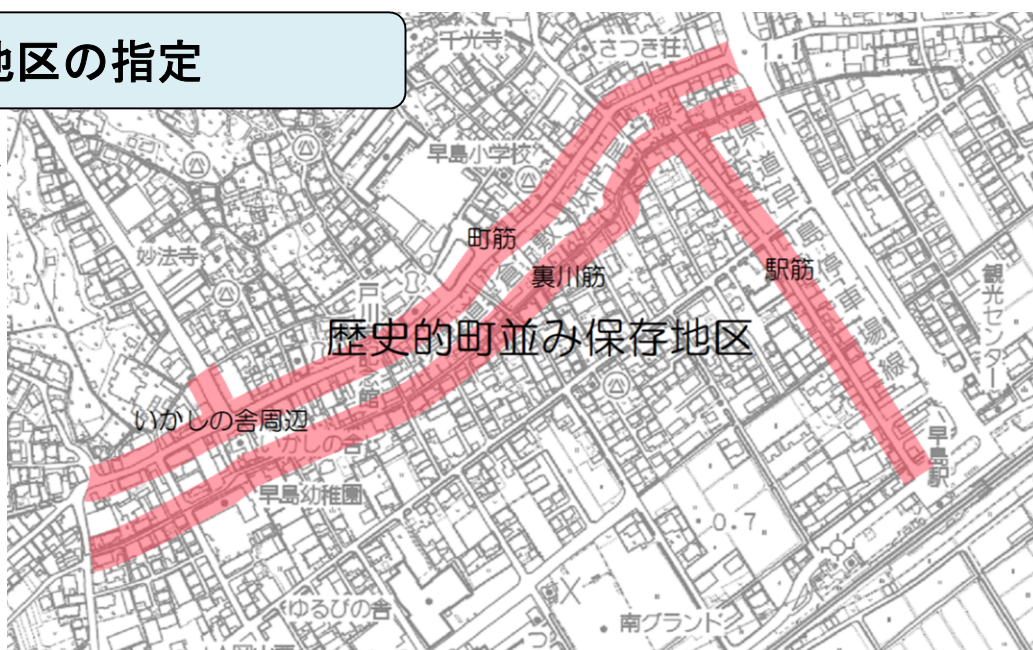
【早島町用途地域図】

2. 届出対象行為の見直し

- ◆ 戸建て住宅は、届出が不要となります。ただし、景観形成重点地区（下図）の沿道については、これまで同様建築確認申請を必要とする建築物等が対象です。
- ◆ 開発行為については、届出が不要となります。

3. 景観形成重点地区の指定

- ◆ 旧金比羅往来沿いなど、今も歴史的な建物が残る町筋・駅筋・裏川筋・いかしの舎周辺の沿道について、「景観形成重点地区」（歴史的町並み保存地区）に指定します。
- ◆ 景観形成重点地区には、景観形成ガイドラインを設定しています。



【景観形成重点地区 区域図】

【問合せ先】 早島町建設農林課 ☎086-482-0614

※町ホームページに詳しい資料を掲載しております。そちらもご覧ください。